

解約（退去）の手続き

★解約の通知

ご退去いただく30日前には次の手続きが必要になります。

- ・解約通知書をご記入いただく必要がございます。※HP退去申込時は、不要です。
- ※電話連絡のみの解約受付は認められません。予告から1週間以内に退去日を確定して頂けなかった場合（引っ越しの日程が決まっていない。等）予告日が無効になります。
- ・解約受付後は、退去日の変更は認められません。
- ・解約受付日から、30日間の賃料が発生します。
- ・ご加入中の火災保険の解約手続きは、契約者ご本人様より直接解約手続きを行って下さい。不明な点がございましたら当社へご連絡願います。

★退去時の立会い

- ・退去時に担当員又は貸主が立ち会い、ルームチェックを行いますので、立会い希望日時を退去の2週間程度前に、当社宛てにご連絡をお願いします。
- ・立会い当日は荷物を全部出した状態にしておいてください。
（原則エアコン等、入居者様自身で設置した設備造作は全て撤去し現状回復をお願いします。無断で私物を置いた場合、廃棄処分業務を業者へ依頼をし、運搬費用や処分費用を頂く場合があります。
- ・室内、共用部分等に荷物やゴミ等、残置物がある場合は、その処分費用をご請求する場合がございますのでご注意下さい。
- ・引っ越し時のゴミは責任をもって処理してください。

※洗濯機ホースと排水溝をつなぐ『L字型のパイプ』は設備ですので取り外さないようお願い致します。

★鍵の返却

- ・入居時にお渡しした鍵、設備説明書は立会いの際に、全て担当員又は貸主に返却して下さい。（立会い当日に返却できない場合、速やかに書類書留にて送付、もしくは当社ポストへ投函をして下さい。）
- ・鍵の原本を紛失した場合、または、返却された鍵がコピーキーの場合はシリンダー交換費用をご負担いただきます。

★公共料金の精算、郵送物の転送手続き

※ご自身でライフラインの停止の依頼をしてください。

1) 水道

- ・釜石市⇒(0193) 23-5881
- ・大槌町⇒(0193) 42-2035

2) 電気

契約先の電力会社へ電話連絡、もしくはインターネットでお手続きをお願いします。
（東北電力の場合、0120-066-774）

退去立合時まで、水道と電気は通したままをお願いします。

特に冬期間のご退去の場合、凍結の恐れがありますので立会日まで電気の通電とブレーカーは上げたままをお願いします。

3) ガス

- ・都市ガス⇒(0193) 22-3535
- ・プロパン⇒各ガス会社へ

4) 賃料

- ・自動送金のお手続きをされた方は、必ず自動送金停止のお手続きを行ってください。

4) その他

- ・連絡先⇒116
- ・新聞配達の停止 ・郵便局の住所移転届 ・車庫証明の移動または抹消手続き
- ・住民票移動 ・小中学校の転校 ・税関係の手続き（役所）

★預かり敷金の清算

- ・ご契約時にお預かりしている敷金は、交換・修理などの諸費用を清算後、解約月末より、60日程度で指定の銀行口座にお振込致します。
- ・清算後、未納家賃で不足金が生じた場合は、当社指定の銀行口座にお振込ください。

★水抜き作業

退去に伴い空室にする際は、必ず水抜き作業を行って下さい。

（水道を使用しなくなる際には、その時点で下記の対応をお願いします。）

- ① 追い焚き給湯付きの浴槽が設備に含まれる場合、追い焚き口の上まで水をためてください。（バランス釜の場合は、水はためる必要はありません。）
- ② 止水栓を占め、すべての蛇口を開口し、水道管に残った水をすべて出し切るようにお願いします。
- ③ シャワーホースに水がたまっている場合がございますので、シャワーヘッドを振って、水抜きを行い、シャワーヘッドを壁にかけず、お風呂場の床において下さい。
※水道管の水抜きが不安だと思ってお客様は、最寄りの水道業者に連絡を入れ、水抜きをしていただくようお願いいたします。その際の作業料金は、借主の負担と致します。
- ④ ガス給湯器の設置されている物件や、瞬間湯沸かし器、浴室にバランス釜が設置されている物件を退去するお客様は、ガス会社に連絡をする際に、給湯設備の水抜き作業も合わせて依頼してください。

退去立会い前にはこの手順を済ませてくださいようお願い致します。

（秋口から初春にかけての退去の場合必ず行って下さい。）

注意：退去後凍結により、給湯器など設備が故障した場合、修繕費用はお客様負担となりますのでお忘れのないように行って下さい。

連絡先

東北土地開発株式会社 TEL 0193-31-1728

※営業時間 毎週日曜日・祝日・夏季休暇・冬季休暇以外の9：00～17：00

（営業時間外は留守番電話対応となります。）